

企画提案実施要領  
(市道弁天 31 号線ウォークブル推進設計業務委託)

**1 趣旨**

この要領は、「市道弁天 31 号線ウォークブル推進設計業務委託」を行う事業者を、プロポーザル（企画提案）方式により選考するための手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

**2 目的**

本業務は、令和 5 年度の基本設計を踏まえて、千葉公園通りを千葉駅と千葉公園を繋ぐアプローチとして「ひと中心の居心地よく歩きたくなる空間」とするべく、当地域における関係者ととも道路整備の内容について検討し、設計を進めることを目的としている。

**3 委託概要**

- |           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 委託名   | 市道弁天 31 号線ウォークブル推進設計業務委託    |
| (2) 委託場所  | 千葉市中央区千葉公園周辺                |
| (3) 委託内容  | 仕様書のとおり                     |
| (4) 委託期間  | 契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 21 日まで |
| (5) 委託限度額 | 5,962,000 円（消費税込）を上限とする。    |

**4 参加資格要件**

本企画提案に参加できる者は、以下のすべての要件を満たしている単独企業もしくは共同企業体とする。共同企業体の場合は、以下の（1）及び（2）については構成員のうち 1 者が満たしているものとし、（3）については構成員のすべての者が満たしているものとする。

- (1) 令和 4・5 年度千葉市入札参加資格者名簿に「業種： 土木コンサル（道路）」で登録の業者
- (2) 平成 31 年度から令和 5 年度まで、同種業務を実施した実績（\*1）かつ公共空間を活用したまちづくりの実践経験（\*2）を有する者
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、以下のいずれの項目にも該当しない者であること。
  - ・ 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がある者
  - ・ 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2 年間を経過しない者
  - ・ 当該企画提案日前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
  - ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

- ・民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可がなされていない者
- ・千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者
- ・公共の安全及び福祉を害する恐れのある団体に所属する者
- ・千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を参加資格確認申請期限の日から選定結果の通知日までの間に受けている者
- ・千葉県内において都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

**\*1 同種業務とは**

国または地方公共団体が発注した道路設計において道路予備設計または詳細設計に関する業務を対象とする。

**\*2 まちづくりの実践経験を有する者とは**

以下のすべてを満たす官民連携まちづくりの具体的な取組みにおける実践経験を有する者を対象とする。

- ・地域に根差した公共的な空間活用の取組み（単発のイベント開催を除く）に関する企画・運営に関与していること
- ・取組みの現場での具体的な役割がある（単なる企画、アドバイスのみではない）こと

## 5 応募の手続き

### (1) スケジュール

事業者選考までの事務手順は次のとおりとする。

内容	日にち
実施要領の公表	令和6年3月5日（火）
参加申込締切、質問締切	令和6年3月12日（火）
参加通知、質問回答	令和6年3月14日（木）
企画提案受付締切	令和6年3月21日（木）
選考結果通知、公表	令和6年3月29日（金）
契約締結	令和6年4月9日（火）頃

※なお、当該業務に係る本市の令和6年度当初予算案の議決が得られない場合には、契約手続きを中止する。

### (2) 参加申込及び参加資格審査結果の通知

#### ①受付期間

令和6年3月12日（火）17:00まで

※持参の場合は、9:00～17:00まで（土日を除く）

②受付方法

郵送、電子メール又は持参

③必要な書類

- ・参加申込書（様式1）
- ・誓約書（様式2）
- ・共同企業体協定書（共同企業体を組成する場合）
- ・同種業務の実績、詳細が確認できるもの（認定書の写し、TECRIS登録書、発注仕様書など）

④参加資格審査結果の通知

令和6年3月14日（木）までに電子メールにて連絡します。

（3）質問の受付及び回答

①質問受付期間

令和6年3月12日（火）17：00まで

※持参の場合は、9：00～17：00まで（土日を除く）

②質問受付方法

郵送、FAX、電子メール又は持参

③質問に必要な書類

- ・質問書（様式3）

④質問回答の公表

令和6年3月14日（木）までに市ホームページにて公表します。質問者への個別の回答は行いません。

（4）企画提案の受付

①受付期間

令和6年3月21日（木）17：00まで

※郵送の場合は、令和6年3月21日（木）17：00必着

※持参の場合は、9：00～17：00まで（土日祝を除く）

②受付方法

郵送又は持参

③必要な書類

- ・企画提案書（様式4）
- ・業務実施体制 ※任意書式、A4サイズ1枚
- ・工程計画 ※任意書式、A4サイズ1枚
- ・評価テーマに関する企画提案 ※任意書式、A3サイズ1枚両面可
- ・参考見積内訳書 ※任意書式

④提出部数：5セット（正本1セット+副本4セット）

- ・A4縦ファイルに書類を綴ってください。

- ・上記③の書類と合わせて（２）で提出した参加申込書（様式１）も一緒に綴ってください。
- ・ファイルには、表紙に、「企画提案書」、「委託名」を明示し、７セットあることを確認できるように番号を振ってください。
- ・副本からは、会社名の記載を削除してください。
- ・様式各号ごとに、インデックスをつけてください。

## 6 優先交渉者の選考

### （１）選考方法

- ①千葉市が設置する選定委員会の審査員が、提出された企画提案書等を書類審査を行い、合計点数が最も高い１者を選定する。
- ②採用の可否については、選定委員会の審査員の配点（１人あたり６０点）の合計に対して、採点合計が５割を超えるか否かを基準とする。
- ③企画提案参加申込者が１者であっても、同様の審査を行う。
- ④選定にかかるテーマ、審査項目及び配点は以下のとおりとする。

### （２）評価テーマ

「千葉公園通りにおけるウォークブル推進を図るための方法について」

市道弁天３１号線（千葉公園通り）において、令和５年度の基本設計を踏まえて、詳細設計を進める業務であるが、ウォークブルな空間づくりを行うためには、単に与条件から道路改修詳細設計を進めるだけでなく、これまでの取組み経緯を踏まえて設計と並行した社会実験を行うことで、持続可能なウォークブル空間の創出を図ることが必要である。

その上で、以下のテーマについて提案すること。（A3サイズ１枚両面以内）

- ・今後の千葉公園通りにおけるウォークブル推進を図るにあたって、道路改修詳細設計及び社会実験の効果的な組み立てと具体的な進め方

### （３）選考基準

評価項目	配点
<b>業務実施能力</b>	<b>合計:15点</b>
・適切な業務実績を持っている。	5点
・業務を実施する上で適切な人員が確保されており、適切な役割分担となっている。	5点
・工程計画が適確に生まれ、効率的な事業実施が期待できる	5点
<b>企画提案能力</b>	<b>合計:45点</b>
・仕様書に示す業務内容の達成に必要な手段が明確である	5点
・検討作業の進め方が明確かつ適切である	10点
・まちづくりの実践や合意形成に関する提案が優れている	10点
・当該エリアの特性・特徴を十分理解した提案である	5点

・市の目指す当該エリアのまちづくりの方向性に合致している	10点
・企画提案書のまとめ方が、簡潔で分かりやすい	5点

※合計点数が同点の場合は、採点評価項目のうち、「企画提案能力」の点数が高い提案者を優先交渉者として選考する。「企画提案能力」の点数でも同点の場合は、「企画提案能力」のうち「検討作業の進め方が明確かつ適切である」と「まちづくりの実践や合意形成に関する提案が優れている」の点数の合計が高い提案者を優先交渉者として選考する。「企画提案能力」のうち「検討作業の進め方が明確かつ適切である」と「まちづくりの実践や合意形成に関する提案が優れている」の点数の合計でも同点の場合は、くじにより優先交渉者を決定する。

#### (4) 選考結果の通知

令和6年3月29日（金）に電子メール及び書面にて通知する。

※市ホームページでも選考結果を公表します。

## 7 契約

(1) 優先交渉者の決定後は、優先交渉者より改めて見積書を徴収し、詳細な業務の内容及び契約条件について、協議・合意した後に、委託限度額の範囲内で随意契約により契約締結する。

(2) 前項の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、予算の範囲内で随意契約により契約締結する。

#### (3) 留意事項

①契約にあたっては、契約書を2通作成（受注者による）し、各1通を保有する。

②契約保証金は要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

③著作権等については、仕様書記載のとおりとする。

#### (4) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報については、千葉市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

## 8 失格事項

企画提案参加申込者が次のいずれかに該当すると千葉市が判断した場合は、失格とする。

(1) 事業者要件を満たさない場合

(2) 本実施要領を順守しない場合

(3) 企画提案書等の提出書類の期限を遅延した場合

(4) 企画提案書等の提出書類に虚偽があった場合

(5) 企画提案書等の提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合

(6) 提出された業務経費見積書が委託上限を超過している場合

(7) 審査の公平性を害する行為があった場合

(8) 前号までに定めるもののほか、提案にあたって著しく審議の公平性に反する行為があった場合

## 9 その他

- (1) 企画提案書等の作成・提出、及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 書類提出後の追加及び修正は、原則認めない。また、提出された企画提案書類等、書類一式の返却はしない。
- (3) 採択された企画提案書類の著作権は、千葉市に帰属する。
- (4) 提出書類や選考結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、千葉市情報公開条例（平成12年4月3日条例第52号）の規定に基づき、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選考期間中は、同条例第7条第1項第5号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (5) 本企画提案に関連し、知り得た情報については、千葉市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。
- (6) 貸与対象の資料のうち、「市道弁天31号線ウォークブル推進検討業務委託 成果品」については令和6年3月22日が履行期間であるため、本企画提案時点では成果品を提供することはできないが、市ホームページに掲載しているこれまでの経緯や検討状況をご参照ください。

## 10 問い合わせ先（提出先）

千葉市 都市局 都市部 都心整備課（本庁舎4階）担当 勝地、松崎、栗澤  
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号  
電話 043-245-5327 FAX 043-245-5627  
電子メール toshinseibi.URU@city.chiba.lg.jp